



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

● 発行 ●
平成31年
4月15日

VOL.
118

【特集】

◆(一社) 岐阜県産業環境保全協会

平成31年度事業計画書

【行政ニュース】

◆「PCB含有電気機器及びPCB使用照明器具を
保管・所有していませんか」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

◆「岐阜市の組織改編について」

岐阜市環境部産業廃棄物指導課

【労働安全衛生】

◆「会員企業を訪ねて」(株)橋本 八百津工場」
(一社) 岐阜県産業環境保全協会



クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

（処 分 業）・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

（処 分 業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



エコアクション21
環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

特集	(一社)岐阜県産業環境保全協会 平成31年度(2019年度)事業計画書	2
----	--	---

行政ニュース	P C B 含有電気機器及び P C B 使用照明器具を保管・ 所有していませんか 岐阜市の組織改編について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ... 5 岐阜市環境部産業廃棄物指導課 ... 7
--------	--	--

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～	カワゲラウォッチング	岐阜県揖斐県事務所 ... 8
---------------------	------------	-----------------

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「循環型社会の醸成を目指して」	恵那市長 小坂 喬 峰 ... 10
------	---------------------------------	--------------------

労働安全衛生	シリーズ 会員企業を訪ねて～(株)橋本 八百津工場～	(一社)岐阜県産業環境保全協会 ... 11
--------	-------------------------------	------------------------

協会だより	<(一社)岐阜県産業環境保全協会> 理事会の開催 22 委員会報告 23 青年部会の動向 23 ボランティア清掃活動について 23 岐阜市情報伝達訓練の概要 24 <(公社)全国産業資源循環連合会> 全国正会員会長・理事長会議 25 全国正会員事務局責任者会議 25 <中部地域協議会> 全体会議 25 専務理事会議 26 <新規加入会員> 26 <優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介> 26 <会員数の状況> 26
お知らせ	岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分) 27 設立30周年記念講演会・産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意下さい 28 平成31年度(2019年度)産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 29 電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 30 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について 31 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 32 保全協 News について 33 事務局からのお願い 33
編集後記	 34

表紙写真	「春のローカル線」(本巣市) フォト飛水 種田 昌 史
------	-----------------------------------

平成31年度(2019年度) 事業計画書

第1 基本方針

平成31年(2019年)は元号が改まる年であり、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設投資による盛り上がりを期待したいところですが、世界経済の先行きへの不透明感が強まっており、消費税率引上げ後の景気後退への懸念もあります。特に、今年は、産業廃棄物処理業界はもとより、社会の至る所で、人手不足の影響がさらに深刻化すると考えられます。

平成31年度(2019年度)の産業廃棄物分野のトピックスとしては、「PCB廃棄物の処理」「廃プラスチック類対策」「産業廃棄物処理業の振興」「不法投棄対策」「有害物質対策」の5つの事項が挙げられます(環境省廃棄物規制課長の紙上インタビュー)。また、全国産業資源循環連合会(全産連)は、昨年4月にその名称を変更したように、適正処理に加えて資源やエネルギーの「創り手」の役割を担うべく、多角的な観点から業界の振興方策を推し進めることとしており、平成31年度はとりわけ「振興法案の立法化」「各種の人材育成事業」「正会員労働災害防止計画の日標達成の支援」「本来の事業にとっても好ましい低炭素化の取組みの推進」「迅速・円滑な災害廃棄物処理による地域社会への貢献」の5つの分野に重点を置くとしています。

このような環境の中で、当協会は、特に次の4点に重点的に取り組みます。

- (1) 産業廃棄物処理業の振興に向けた取組み
人材育成、労働安全衛生等に関する事業、技能実習生や外国人労働者の受入れに係る特定技能の業種指定獲得を目指した活動など、会員及び業界の発展の基礎である人材

確保につながる事業・活動に、全産連と連携して取り組んでいきます。

また、廃棄物処理法施行50年に当たる来年(2020年)の制定を目指して進めてきた産業廃棄物処理業の振興に関する法律の制定について、その実現に向けた要望活動に参加します。

また、会員にとって身近な行政手続きにおける負担軽減のため、本年度も、岐阜県・岐阜市との懇談会(意見交換会)を開催し、会員の切実な願いを少しでも多く実現できるよう粘り強く要望します。

- (2) 産業廃棄物と協会に関する普及啓発と発信

平成元年4月11日に設立された当協会は、今年、設立30周年を迎えます。協会の30年の歩みを振り返り将来を展望する、簡素ながら心のこもった記念式典など30周年記念事業を行い、県民に、産業廃棄物の適正処理の重要性について啓発普及し、産業廃棄物業界や協会の果たしている役割について発信します。

また、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理防止対策については、岐阜県・岐阜市の関係事業に協力することはもとより、行政と協会の共同による効果的な対策を積極的に提案します。

- (3) 会員に対する支援の充実

平成31年度も、産業廃棄物に関する法令・制度の改正内容や産業廃棄物の適正処理に必要な情報、会員の事業の発展に役立つ事業を早く会員にお届けするとともに、会員支援事業については、コスト意識を持ちながら、労働安全衛生対策、先進的処理施設視察等重要な事業に集中的に力を入れ、もって会員の確保・増大につなげてい

きます。

(4) 災害廃棄物処理支援

当協会は、会員の有する高度な技術・能力を生かした社会貢献として、大規模災害時における災害廃棄物処理に協力することとしており、平成20年には岐阜県と協定を締結していますが、いまだ記憶に新しい、熊本地震に際しては、熊本県産業廃棄物協会(現 熊本県産業資源循環協会)が県内全市町村と協定を締結していたため、支援活動に素早く着手し、これを遂行できたといわれています。

当協会は、こうした教訓も踏まえ、一步前に出て、万一災害が発生したときは、災害廃棄物の早期処理を通じて市民生活のいち早い復興に確実に貢献すべく、災害廃棄物処理の主体である市町村から直接要請をいただき、迅速・円滑に支援活動を遂行できるよう、昨年12月26日には、岐阜市と協定を締結したところです。こうした市町村との関係強化(協定締結)をさらに進めていきます。

以上の取組みを重点に、実施事業と共益事業とをバランスよく進めていきます。

第2 事業計画

平成31年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

実施事業

1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、

環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。また、協会設立30周年とこの間協会が果たしてきた役割について、地方紙等を通じた広報を行います。

- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 設立30周年記念誌を発行し、記念式典において配布します。(協会報「ぎふ環境保全」第119号との合冊とします。)
- (6) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (7) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに不可欠な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

共益事業

1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めま

す。

- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。
- (4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。
- (6) 設立30周年記念式典を開催します。

2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会を開催します。

また、国及び岐阜県などの行う優良産業廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。

- (3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、協会ホームページ等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書

の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

- (6) 設立30周年記念講演会を開催します。

3 適正処理支援事業

- (1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
- (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設の巡回指導を行います。また、地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

4 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業資源循環連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。
- (3) 産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会との懇談会を開催します。
- (4) 市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。
- (5) 「公共工事の請負に関する経営事項審査に伴う防災協定に関する証明書」を発行します。
- (6) 災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携(県域を越えた連携)について検討する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。

PCB含有電気機器及びPCB使用照明器具を 保管・所有していませんか

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有する廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)に基づき、法で定める期限までに適正な処理が完了するように周知・指導等を進めているところです。

岐阜県内で発生した高濃度PCB廃棄物は、種類に応じて中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の豊田PCB処理事業所(愛知県豊田市細谷町3-1-1)及び北九州PCB処理事業所(福岡県北九州市若松区響町1-62-24)で処理を行っています。

岐阜県内のPCB廃棄物の処理体制は下記の表のとおりです。

濃度区分	種 類	処分期限※2	処理施設
高濃度 ※1	安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウェス、その他の汚染物	2021年 3月31日まで	JESCO北九州
	変圧器、コンデンサー、廃油、保管容器が廃棄物となったもの	2022年 3月31日まで	JESCO豊田
低濃度	PCB濃度が5000mg/kg以下のもの(電気機器の場合、封入した絶縁油のPCB濃度が0.5mg/kg以下であれば非PCB)	2027年 3月31日まで	無害化処理認定事業者

※1 高濃度とは、PCB原液、PCBを含む油(これらが廃棄物となったものを含む。)のうち、含まれているPCBが5000mg/kgを超えるもの又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品若しくはその廃棄物のうち、PCBを含む部分に含まれているPCBが5000mg/kgを超えるものをいう。

※2 上記期限までに高濃度PCB廃棄物が処理されない場合は、県から改善命令が発出される他、当該命令に反した場合は罰則があります。



図1 変圧器



図2 コンデンサー



図3 安定器

環境省パンフレットから引用(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full19.pdf>)

〈P C B含有電気機器及びP C B使用安定器の保管・所有の再確認のお願い〉

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器、コンデンサー等の電気機器類や昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器等には、高濃度のP C Bが使用された可能性があります。

電気設備を設置している事業者や昭和52年3月以前に建築された事業に使用している建物(事務所、店舗、工場、作業所等)の所有者は、使用中の電気機器(及び照明器具)や過去に使用し、倉庫等で保管している電気機器(及び照明器具)について、P C Bを含有しているか確認し、高濃度P C Bを含有する場合は速やかに岐阜県環境生活部廃棄物対策課又は最寄りの現地機関(岐阜地域環境室及び県事務所環境課)に連絡のうえ、届出等の必要な手続きを行ってください。なお、岐阜市内で発生したP C B廃棄物については、岐阜市に相談してください。

〈発見事例や発見場所について〉

・変圧器、コンデンサー等の電気機器類

変圧器、コンデンサー等の電気機器類は、倉庫、電気室等の機械室、キュービクルに保管されている事例が多く、倉庫の資材の影、使用中の電気機器の隙間に残置されていることや屋外高所に設置されていることがあります。

・安定器

安定器は、倉庫、電気室等の機械室の他、内容物が不明の保管容器等に入っていた事例があります。安定器は、照明器具が設置された天井(裏)に付いていることが多いですが、工場の梁、外壁面に安定器が設置されているケースもあり、建屋内を隈なく確認する必要があります。なお、L E D照明器具に交換した場合であっても、安定器を残置しているケースがあるため、工事の際には安定器を取り外したことを確認する必要があります。

〈調査の際のチェックポイント〉

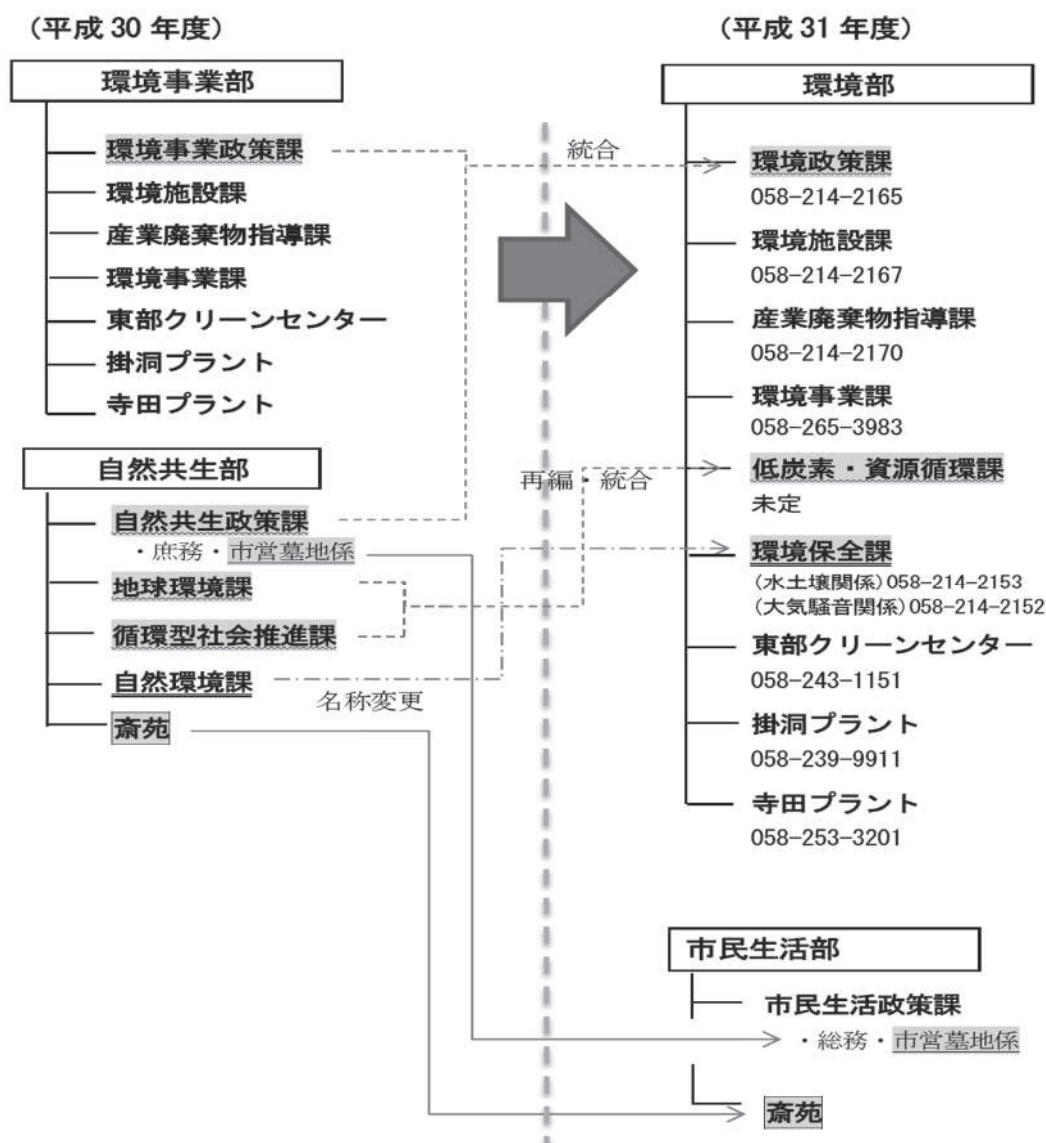
- ☐ 電気機器の管理者(電気保安法人、電気主任技術者)を把握していますか。
- ☐ 機械室、キュービクル、倉庫等にP C B廃棄物を残置していないか確認していますか。
- ☐ 倉庫等の中に、中身が不明の容器はありませんか。
- ☐ 過去に使っていた電気機器で廃棄記録が確認できない電気機器はありませんか。
- ☐ 屋外高所に電気機器がある場合、P C Bを含有するか確認していますか。
- ☐ 解体工事を行った際に、電気機器や照明器具にP C Bを含有するか確認していますか。
- ☐ 昭和52年3月以前から使用している照明器具はありませんか。
(昭和52年3月以前に建築された建物で、改修工事等により照明器具が取り換えられていない場合は、P C Bを含有する可能性があります。)
- ☐ (L E D照明器具への取換工事を行う場合)安定器の取外しを確認していますか。
- ☐ (建物の売買等を行う場合)P C B含有がわからない電気機器類や照明器具はありませんか。

岐阜市の組織改編について

岐阜市環境部産業廃棄物指導課

平成31年4月1日に岐阜市の組織改編が行われ、旧「環境事業部」及び旧「自然共生部」が下図のとおり統合され、新たに「環境部」となりました。日頃から貴協会におかれましては、本市の環境行政にご理解とご協力をいただいていることに厚くお礼申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

担当業務について大きな変更はございませんが、ご不明な点等がありましたら各担当課にお問い合わせください。



寄稿 岐阜市 環境部産業廃棄物指導課

カワゲラウォッチング

岐阜県揖斐県事務所環境課

岐阜地域環境室及び各県事務所環境課では廃棄物対策に係る業務のほかに、環境教育業務を行っています。その代表的な活動のひとつが水生生物調査「カワゲラウォッチング」です。

カワゲラウォッチングは、小中学生を中心とした県民が、河川に棲む水生生物を調査することにより、河川の水質状況を確認し、調査の体験を通じて水質の保全及び浄化の重要性を認識していただくことを目的としています。水生生物の中でも、川底に棲むカワゲラなどの生きものは、水のきれいさの程度(水質)を反映しています。したがって、どのような生きものが棲んでいるか調べることによって、その地点の水質を知ることができます。

カワゲラウォッチングでは、29種の水質判定のための指標生物を調査し、生き物の種類と数から、川の水のよごれの程度が4つのレベル(水質階級Ⅰ：きれいな水、Ⅱ：少し汚れた水、Ⅲ：汚れた水、Ⅳ：大変汚れた水)のどの段階なのかを判定します。

揖斐県事務所環境課は、平成30年度に管内(揖斐川町、人野町、池田町)8小学校の参加を得て、揖斐川及びその支流河川(粕川、桂川、坂内川)でカワゲラウォッチングを実施しました。平成30年度の実施時期は5月下旬から6月下旬です。

カワゲラウォッチングを実施している中で、子どもたちは笑顔で多くの生き物を採取していました。また、晴天の中での実施となった調査においては、全身ずぶぬれになりながらも一生懸命生き物を捕まえようとしている子どももいるなど、非常に微笑ましい光景がひろがっていました。

調査結果は、「水質階級Ⅰ：きれいな水」が6箇所、「水質階級Ⅱ：少し汚れた水」が2箇所、管内の河川は比較的きれいであることが判りました。また、環境省レッドリスト絶滅危惧2類の「アカザ」や岐阜県レッドデータブック準絶滅危惧に選定されている「ドンコ」が採取されるなど、良好な水質と共に生物多様性に富んだ河川環境であることが確認されました。

また、簡易水質検査キットのバックテストによるpH、COD(河川環境汚染の指標の1つ)測定をカワゲラウォッチング前に実施し、この調査でも良好な水質であることがわかりました。

■アカザ(環境省レッドリスト絶滅危惧2類)



■パックテスト



■カワゲラウォッチングの様子



■指標生物の仕分け



最後に、子どもたちからの感想や意見を紹介します。

- きれいな水に棲んでいるカワゲラがたくさんとれてびっくりした。
- ごみを捨てないなど川を大切にしたい。
- 揖斐川の水はきれいだとわかり、うれしかった。

今後も子どもたちからこのような声が聞かれるよう、「カワゲラウォッチング」を通じて河川環境保全、生物多様性、水質保全及び浄化の重要性を認識してもらえようサポートしていきます。

わがまちの環境保全と対策



「循環型社会の醸成を目指して」

恵那市長 小坂 喬 峰

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆さまにおかれましては、日頃より本市をはじめ各地域の廃棄物の適正な処理と環境保全に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

恵那市は、岐阜県南東部に位置し、愛知県と長野県に隣接しています。本年10月に合併15年を迎える我がまちは、面積504.24km²のうち77%を山林が占めており、東は恵那山、南は焼山、北は笠置山に囲まれ、木曽川や阿木川、矢作川が流れる山紫水明の地です。広域的な繋がりを深めながらも笠置山でのボルダリングや城下町の活用など豊かな自然と地域特性を活かした独自のまちづくりを進めています。昨年には、NHK連続テレビ小説「半分、青い。」のロケ地として注目され、観光地として大いに賑わいました。また2020年大河ドラマ「麒麟がくる」に向け、明智光秀ゆかりの地として、新たな観光資源になるよう市を上げてPRに取り組んでいます。

さて、恵那市では平成28年3月に第2次恵那市環境基本計画を策定しました。「人・地域・自然が輝く交流都市～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～」を基本理念として、資源の循環、自然との共生、安全快適な生活環境の創造に向けた方針を示し、目標の一つに環境負荷の少ない循環型社会を構築することを掲げて、ごみ減量化と再資源化の推進を図ることとしています。

また、平成30年3月には恵那市一般廃棄物処理基本計画を改訂し、ごみの排出抑制と再資源化に関する目標と、市民・事業者・行政の役割を明記しました。

恵那市では、近年排出されるごみの量は減少傾向にありますが、組成分析をすると資源となる雑紙などの廃棄やごみの水分量が多いことから、更なる分別の徹底や排出時の水切りなどの周知、意識付けが大切と感じています。

そこで、資源の回収拠点として市民に活用していただいている3R推進施設「ふれあいエコプラザ」では、資源の回収だけでなく、リユースショップやごみ減量化に向けた環境学習講座を行っています。リユースショップでは、新学期フェアとして制服や学用品の無料提供を行うなどリユースの普及に努めています。また、環境学習講座も一回限りではなく定期的にフォローアップを行い、持続性を高めることにより、循環型社会の意識の高揚を図っています。

今後も市民と事業者の方々と力を合わせて、3Rを推進し循環型社会の醸成と環境保全に取り組んでいきます。

引き続き廃棄物行政にご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆さま方のご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。

労働安全衛生シリーズ

会員企業を訪ねて～(株)橋本 八百津工場 「ひまわりクリーンセンター」～

前回(協会報第117号)に続き、労働安全衛生活動に熱心に取り組んでおられる会員企業を訪問し、その活動を紹介いたします。

今回訪問したのは、八百津町にあります(株)橋本 八百津工場です。この工場は、2007年(平成19年)2月から稼働し、廃プラスチック類の破碎、減容、圧縮、金属くずの選別、圧縮、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎等を行っています。

一般廃棄物処理施設の許可も得ており美濃加茂市・可児市・御嵩町・坂祝町・富加町・川辺町・八百津町・白川町・七宗町・東白川村から粗大ごみ、資源ごみを収集して中間処理をしています。

木曽川右岸側に面した面積約20,000㎡の敷地を有し、従業員は98名((株)橋本68名、特定子会社(株)ひまわり畑30名)の「ひまわりクリーンセンター」に、昨年12月11日(火)高井総務委員長と佐藤事務局長が訪問し、加納賢治安全衛生管理室長にお話を伺いました。



【加納 安全衛生管理室長】

◆八百津工場の安全衛生管理体制について

工場長(橋本和彦代表取締役社長)の下、管理職3名(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者)と各部の所属長3名、従業員の代表3名から成る安全衛生委員会が設置されており、安全衛生管理室長が年間の安全衛生管理計画を作成し委員会に諮問することになっています。また、運搬・輸送部門では、現場をよく知っている管理職と所属長から成る安全運転管理者、整備管理者、運行管理者が選任されており、それぞれ専門の立場から安全衛生業務に携わっています。

安全衛生活動方針を周知するため、運転業務に携わる従業員(約60名)には【安全運転7人用語】

(13頁参照)、工場作業に携わる従業員には【工場内安全呼称】(13頁参照)を唱和しています。

環境方針は、「橋本グループは、安全で親切丁寧な仕事、清潔な身だしなみ、挨拶の励行、社内の清掃に努め、信用と信頼を受ける企業を目指します。」です。

◆労働安全衛生活動について

- (1) 職場安全衛生パトロール体制は、次のように2つのパトロールを中心として行っています。
 - ア) 全国安全週間(7/1～7)、全国労働衛生週間(10/1～7)、年末年始無災害運動(12/15～1/15)にあわせて行う職場安全パトロール
 - ・安全衛生管理室と工場内管理者2名が法的要求事項に違反していないか、危険要因はないかを点検し、チェックリストを作成して安全衛生委員会に報告し緊急性のあるものは、ただちに対策を講じるようにしています。
 - イ) 作業場巡視
 - ・週一回の割合で抜き打ちで行っています。不安全な状態がないか巡視しています。危険な行動や場所を確認したら直ぐに管理職または所属長に連絡し、改善をしてもらいます。

◆研修体制について

- (1) 従業員に対する研修
 - ア) 運転業務に携わる従業員に対し、毎年2月に外部機関による安全運転研修を実施、経験年数3年以下の従業員に対しては、毎年1回タイヤチェーン装着教育が所属長にて行われています。
 - イ) 貨物運送事業に携わる従業員に対し、運転者の指導監督教育を実施しています。

実施マニュアルの量が多いため、また、日々安全意識を持ってもらう目的で、毎月1回の頻度で行われています。
 - ウ) フォークリフト業務に属する従業員に対しては、2年に1回、外部機関による安全運転講習が行われています。
 - エ) 工場作業に携わる従業員に対して、毎年2月に専門業者に委託して消防訓練が行われています。(消火訓練、放水訓練、通報訓練等)
- (2) 管理職に対する研修
 - ア) 安全運転管理者・運行管理者・整備管理者が一同に集まった合同会議が年1回行われています。一年間に発生した自動車事故の総括、来年度の目標を設定し事故削減に向けて意識を高めています。
 - イ) メンタルヘルス管理者研修を毎年3月に実施し、「こころの健康に配慮した職場づくり」に取り組んでいます。
 - ウ) 危険予知トレーナー(KYT)研修、荷卸し作業指揮者講習を現場責任者に行っています。

◆現場での労働安全衛生活動

(1) 朝礼等職場でのミーティング活動

ア) 朝礼では従業員が順番に、以下の用語を毎日唱和しています。

【安全運転7大用語】

- ・始業点検 ヨシ！
- ・シートベルト ヨシ！
- ・車間距離・法定速度 ヨシ！
- ・徐行、一旦停止、安全確認 ヨシ！
- ・運転中の携帯電話 ヨシ！
- ・ハッチ・テールゲートの閉め忘れ ヨシ！
- ・交通事故・違反撲滅 ヨシ！

*今日も一日、安全運転、安全作業をお願いします。

【工場内安全呼称】

- ・ヘルメット ヨシ！
- ・あご紐よし ヨシ！
- ・服装よし ヨシ！
- ・手袋 ヨシ！
- ・安全靴 ヨシ！
- ・その他保護具ヨシ！

*今日も一日、安全作業をお願いします。

イ) 朝礼での具体的指示

- ・安全衛生に関する事項は、朝礼を利用して管理職から周知しています。

(2) 夏場の熱中症対策

ア) 作業服は通気性の良いものを準備しています。

イ) 常に水分補給が出来るよう給茶機を設置しています。

ウ) 塩飴を配布し、休憩時間を1時間毎として、10時、15時に10分、その他5分と通常より長い時間を取っています。

エ) 各所にスポットクーラーや扇風機、ドデカファンを設置しています。

*このような対策をしているが、従業員の体調の変化により熱中症になることがあるので、高齢者を中心に朝礼等の際に体調への気配りをするようにしているとのことです。

(3) インフルエンザ対策

毎年11月に産業医(八百津町内の開業医)にお願いして、予防接種(希望者のみ、自己負担)を行っています。

(4) 改善・提案ヒヤリハット活動

毎月、各課より「改善・提案 ヒヤリハット報告」を必ず提出し安全衛生委員会に報告しています。全従業員の安全意識を高めるため、全員が順番に書くことになっています(別添1参照)。

ア) 改善・提案ヒヤリハット活動から手順書の作成

「改善・提案 ヒヤリハット報告」を安全衛生委員会で検討し、重要性が高いと判断されたものについては、手順書を作成して、承認後、対象従業員に教育を行っています。

※作業手順書は、安全衛生管理室は作成しない。提案した所属長に作成させることが大事であり、作成後は教育訓練を実施し「教育訓練記録簿」に記録しているとのことです。

イ) 改善・提案ヒヤリハット報告からリスクアセスメントの実施

安全衛生委員会で審議された重要性が高いヒヤリハット報告等については、リスクアセスメントとして実施しています。

(5) 出入り業者への教育

社内ルールを出入り業者が知らないため、危険な状態を起こすことがあります。そこで、出入り業者用の手順書を作成し、社内のルールを守ってもらうように啓発しています。

(6) 新人教育の充実

運転業務に携わる従業員の雇用時教育では、通常時のみならず緊急時にも対応した教育や過去の事故事例なども説明し安全運転対策を行っております(別添2 参照)。

※年度当初に限らず年度途中から入社してきた職員にも研修をしているとのことです。

(7) 受動喫煙対策

国(岐阜労働局労働基準部健康安全課)から補助金交付(50%)を受け、一定の基準を満たす喫煙室に改修しました。

※一定の基準とは、喫煙室の入り口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s 以上

(8) アルコールチェック

運転業務に携わる従業員全員に対して、アルコールチェックを義務付けています。

◆実際に起きた労働災害事故に基づく教育について

過去当社で発生した労働災害の再発を防止するため、担当部署の所属長が手順書(別添3 参照)を作成し、安全衛生委員会で承認のうえ速やかに社員教育を行っています。

◆安全衛生管理要綱の確立(平成29年度追加)(別添4 参照)

(1) 株式会社橋本 八百津工場における安全衛生管理要綱の作成(H29.6.26)

(2) 機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱の作成(H29.6.16)

※両管理要綱を作成するに当たり「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」平成28年1月(公社)全国産業廃棄物連合会安全衛生委員会編が非常に参考になったとのことです。

◆工場内部の見学

最後に、工場内を案内していただきました。

工場内は、2階に見学用通路があり、搬入及び選別・破碎作業が品日毎に行われている様子が分かりました。

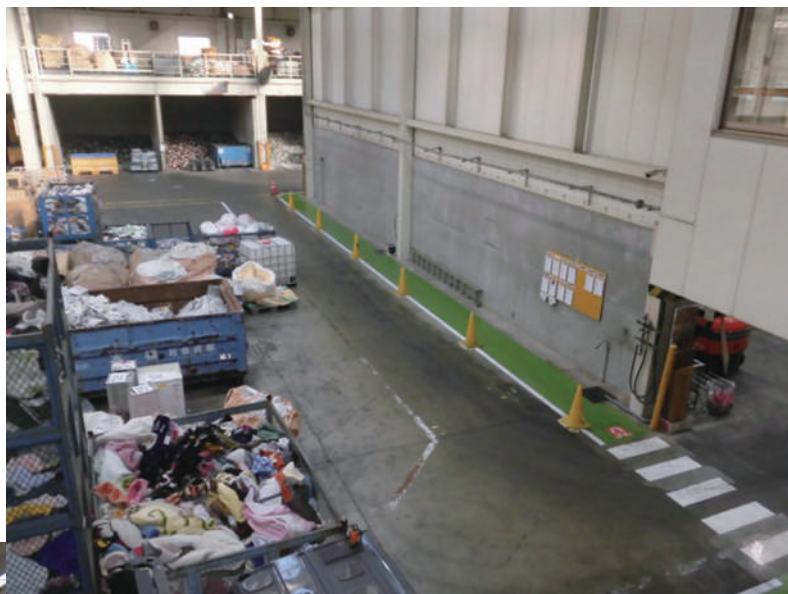
緑で着色された通路エリアや横断歩道に見立てた表示等があり、労働安全衛生に配慮した工夫

が見られます。

小・中学生の見学も多いということです。

お忙しい中、丁寧に対応していただいた加納安全衛生管理室長さん誠にありがとうございました。

【工場内の様子です。床に緑のラインや横断歩道状のラインが施されており、歩行者の安全確保がされていました。】



【工場内の選別作業の様子です。】

最後に、労働安全衛生活動についてコメントをいただきましたので紹介します。

廃棄物処理業界は他業種に比べると、労働災害が多く、特に従業員の高齢化に伴い重篤化する傾向にあります。安全衛生管理に携わる立場から願うことは、朝来た健康状態でその日を無事に終わることです。様々な安全衛生活動を通じて全従業員が健康で継続して働ける職場を目指して頑張ります。

安全衛生管理室長
加納 賢治

別添 1 改善・提案 ヒヤリハット 報告書」(例)

10月15日までに

改善・提案

ヒヤリ・ハット

報告書

提出日 2018年 10月 9日

所属	業務部	手選別課	氏名	
いつ	月	日	曜日	午前 午後 時 分頃
どこで			どうして いた時	
ヒヤリ・ハットした ことの内容 (または可能性)	米粉砕のレーン所にハットのメンが落ちる。 新聞紙をしいた。対策法 かけこぼしい。 粉砕の1号機所に時計を付け 時計の後ろ 時間がわかるから			
そのヒヤリ・ハット から想定される 深刻な事態	流しなが出来たので繁になった。よかた。 休憩のドアにはり紙がはがれていたのでテープで貼った。			
提案・要望	ハットの駆除をしてほしい。			

※改善・提案がある方は、ヒヤリハット欄に記入してください。

改善・提案

ヒヤリ・ハット

報告書

提出日 2018年 10月 30日

所属	業務部	輸送課	氏名	
いつ	月	日	曜日	午前 午後 時 分頃
どこで	パナソニックセンター	どうして いた時	ソフトで走行中	
ヒヤリ・ハットした ことの内容 (または可能性)	・ソフトで走行中携帯電話を使用していた。 ・ソフト、ツメの奥に(マシンの奥)おてず走行 している。			
そのヒヤリ・ハット から想定される 深刻な事態	・ソフト操作を誤り荷が落下にほう。 ・荷が落下に際し、人や車などに接触事故 になる!!			
提案・要望	作業手順書の見直し			

別添 2

新 人 社 員 研 修

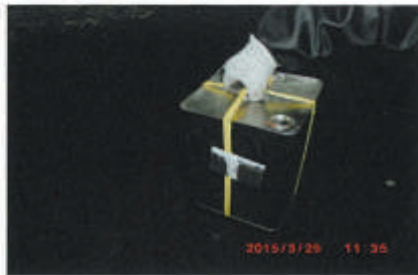
- (1) 日 程：2018 年 月 日（ 曜日）
 (2) 時 間：8：00～17：00
 (3) 場 所：八百津工場2階研修室及び洗車場
 (4) 対 象 者：収集運搬関係の新人社員（ ）
 (5) プログラム：下記の通り

《プログラム》

時 間	項 目	内 容
8:00～ 9:00 教育者 ()	総務部に関する教育	● 研修の案内 ● 就業規則等
9:00～ 12:00 教育者 ()	1. 当社のルールや近隣住民協定に ついて 2. 安全衛生に関する教育 3. 作業手順書、業務マニュアル 4. 当社の労災・事故事例	●近隣住民協定の説明 ●安全衛生・労災や交通事故事例 ●収集運搬業務規約の手順書教育（通常時・緊急時） ●収集運搬業務マニュアルの説明 ●その他
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～15:00 教育者 ()	1. 塵芥車の取扱・メンテナンスについて（説明・解説、実演） 2. 車両の始業点検について	●塵芥車（全車種）の取扱説明 ●塵芥車（全車種）の注意事項等 ●塵芥車による事故事例等 ●塵芥車（全車種）のメンテナンス実演 ●始業前点検の方法、実地教育
15:00～16:00 教育者 ()	運転者の心構え・安全運転などについて	●運転する場合の心構え ●収集車両の構造上の特性 ●貨物の正しい積載方法 ●運転者の生理的及び心理的要因等 ●飲酒運転などについて アルコールチェックの順守も含む
16:00～17:00	まとめ	●レポートの作成、提出

別添 3 業務輸送課(過去労働災害防止)作業手順書(例)

株式会社 橋本 八百津工場	手順書番号:HYT-222-4	ページ番号:1/1
作業手順書	過去労働災害防止	発行日:2017.09.27
適用対象	業務部輸送課	改訂日:2017.09.27
責任者		改訂番号:1
目的	運搬部が過去の労働災害に基づき再発防止をするため。	

工程・注意	工程・注意
※一斗缶収集方法「積み込み作業方法」危険 (例1) ・切り口部分を持ち、積み込みは禁止。 ・切り口部分を持ち、投げ込む積み込みは禁止。  (例2) 例1、同様 	・横で抱き合わせ積み込む。 ・一斗缶の個数は3個～4個が好ましい。 (注意) 一斗缶の表面が油ですべり落下の恐れがある。 (例2) ・一斗缶の取っ手を持ち積み込み。  (例3) ・PPバンドがついていれば写真(例2)のように持ち積み込み。 (注意) PPバンドで手を切断する恐れもあるので投げ込み禁止。 
※一斗缶収集方法「積み込み作業方法」安全 (例1) 	

株式会社 橋本 八百津工場における 安全衛生管理要綱

第1 目的等

1 目的

この要綱は、労働安全衛生関係法令と相まって、安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育の実施、安全衛生作業基準の確立等の積極的な推進により清掃事業における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2 事業者の責務

事業者は、単にこの要綱に定める基準を守るだけでなく、快適な職場環境の形成に努めるものとする。

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めるものとする。

第2 安全衛生管理体制の整備等

1 安全衛生管理体制の整備

(1) 安全管理者及び衛生管理者の選任

常時50人以上の労働者を使用する八百津工場にあっては、所定の資格を有する者のうちから法第11条及び法第12条に規定する安全管理者及び衛生管理者を選任し、その職務を励行させる。

(2) 安全衛生推進者の選任

常時10人以上50人未満の労働者を使用する関工場及び八百津工場の業務委託会社(株式会社 ひまわり畑)にあっては、法第12条の2に規定する安全衛生推進者を選任し、その職務を励行させる。

(3) 産業医の選任

常時50人以上の労働者を使用する八百津工場にあっては、法第13条に規定する産業医を選任し、その職務を励行させる。

(4) 安全衛生委員会の設置

常時50人以上の労働者を使用する八百津工場にあっては、法第17条及び第18条(又は第19条)に規定する安全衛生委員会を設置し、月1回以上開催し、所定の事項を審議させる等その活動の促進を図る。

(5) 安全衛生委員会の委員

八百津工場及び関工場の業務委託会社(株式会社 ひまわり畑)の安全衛生推進者を安全衛生委員会の委員として参加させることができるものとする。

2 保護具等の整備

(1) 収集運搬作業

収集運搬作業に従事する労働者に、労働災害を防止するため有効な、手袋、安全靴、保護帽、作業服は会社指定し、定期的に点検し安全な状態を保つよう整備する。

(2) リサイクル・処分作業

粉じんの発散する作業または著しい騒音の発生する作業に従事する労働者に、健康被害を防止するため有効な呼吸用保護具、保護眼鏡、保護帽等は会社指定とし、定期的に点検し安全な状態を保つよう整備する。

3 衛生関係施設の整備

八百津工場内に以下の設備を設ける。

(1) 作業場外に心身の疲労の回復を図るための休憩場。

(2) 食堂(安衛則第629条、630条)。

(3) 適切な洗面所、うがいの設備、更衣所、洗濯の設備(安衛則第625条)、男女別の便所(安衛則第628条)。

(4) 救護室、救急用具等(安衛則第633条、634条)。

(5) 照明(安衛則第604条)及び換気(安衛則第601条)。

4 健康診断の実施

全労働者(パートタイマーを除く)については、雇入れ時の健康診断及び年1回の定期健康診断を確実に実施するとともに、その健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図る。

5 安全衛生教育の実施

次に示す安全衛生教育を実施する。また、業務委託会社に対しても、当該事業者の雇用する労働者に同様の安全衛生教育を実施するよう指導する。

(1) 雇入れ時等の教育

労働者を雇入れ、又は作業内容を変更したときは、法第59条第1項及び第2項に規定する安全衛生教育を行う。この場合、教育すべき内容については安衛則第35条に規定する事項について行う。

特に、機械式ごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合においては、昭和62年2月13日付け基発第60号機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化についての「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(1)に示される事項を含む。

(2) 定期的な教育

機械式ごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合においては、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(1)に示される教育を行う。

(3) 特別の教育

危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項に規定する特別の教育を行う。

(4) 職長教育に準ずる教育

「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(2)に示される教育を行う。

(5) 能力向上教育等

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の労働災害の防止のための業務に従事する者に対して、新たな知識や技能が取得できるよう教育を行う。

6 就業制限等

クレーンの運転等法第61条に規定する業務については、適法な資格を有する者以外の者を従事させない。

7 定期自主検査等の実施

- (1) クレーン、フォークリフト、パワーショベル等については、法第45条に規定する定期自主検査を行い、その結果を記録しておく。なお、クレーン等の補修、点検等に当たっては、墜落等の災害防止に留意する。
- (2) 機械式ごみ収集車については、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の4に示される定期自主点検(年次点検、月例点検、作業開始前点検)を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずる。

第3 安全衛生作業基準の確立等

労働災害を防止するため、特に次のような事項について、各事業場及び各種作業の実態に応じた安全衛生作業手順を定め、これを関係労働者に徹底させるよう指導する。

1 収集運搬作業等

(1) 収集運搬作業

- イ 工場内ルール作業手順書
- ロ 運搬部過去労働災害防止作業手順書
- ハ バイプロ作業手順書
- ニ 輸送課過去労働災害防止作業手順書

2 リサイクル・処分作業

- イ パワーショベル作業手順書
- ロ フォークリフト作業手順書
- ハ 機械設備ごとの作業手順書

第4 市町村清掃センター内における作業の一般的な安全衛生対策

市町村清掃センター内での、労働災害を防止するため、特に次のような事項について、関係労働者に徹底させるよう指導する。

- イ 清掃センターにおけるごみ収集車等の移動に当たっては、決められた速度を守る。
- ロ ゴミの排出に当たっては、ごみ収集車のピット内への転落を防止するための措置を講ずるとともに、ごみ収集車を車止め等に打ち当てその衝撃を利用するごみの排出を禁止する。
- ハ ごみ投入時にダンプしても排出ができない場合には、安全な位置までごみ収集車をを移動させてごみを取り除かせること。この場合、安全棒等の使用により、テールゲートの落下の防止措置を講じる。
- ニ その他、清掃センターからの指示に従うこと。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成30年度第4回理事会が、平成31年2月15日(金)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- ・(公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第2回最終処分部会運営委員会
- ・平成30年度大規模災害時災害廃棄物対策に関する中部ブロック図上演習(机上演習)
- ・(公社)全国産業資源循環連合会第42回理事会
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第3回専務理事会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第2回全国正会員事務局責任者会議
- ・第11回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
- ・第11回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 幹事会
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第2回会長・理事長会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第2回全体会議
- ・産業廃棄物処理に係る意見交換会(環境省主催)

(2) 委員会報告

- ・総務委員会
第3回委員会(平成31年1月23日)の

開催結果について

・研修指導委員会

第3回委員会(平成31年1月22日)の開催結果について

・広報編集委員会

第4回委員会(平成31年1月22日)の開催結果及び協会報「ぎふ環境保全」第117号の発行について

・適正処理委員会

第3回委員会(平成31年1月23日)の開催結果について

・設立30周年記念事業実行委員会

- 1 設立30周年記念式典及び祝賀会について
- 2 感謝状の贈呈について
- 3 30周年記念誌の発行について
- 4 広報及び啓発事業について

(3) 青年部会報告

- ・第8回役員会(平成31年1月18日開催)について

- ・青年部会ボーリング大会及び年末懇親会(平成30年12月13日開催)について

続いて、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成31年度(2019年度)事業計画(案)について

第2号議案 平成31年度(2019年度)予算(案)について

第3号議案 新規加入会員の承認について

第4号議案 平成31年度(2019年度)労働災害防止計画について

第5号議案 平成31年度(2019年度)優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について

第6号議案 第8回定時総会の開催について

第7号議案 岐阜県産業環境保全協会・岐

卓県及び岐阜市職員によるボランティア清掃活動の実施について

続いて、その他として「岐阜市との『災害時における廃棄物の処理等に関する協定』締結の報告」、「12月末における会計収支報告」及び「設立30周年記念特集号への広告掲載について(役員分)」も報告説明されました。



第4回理事会

○委員会報告

平成31年1月22日(火)

- ・第4回広報編集委員会を開催し、委員会が所管する「平成31年度事業計画(案)」、「協会報『ぎふ環境保全第118号』の編集方針」、「協会報『ぎふ環境保全第119号(設立30周年記念特集)』の編集方針」及び「協会設立30周年記念事業」について協議し原案のとおり承認されました。
- ・第3回研修指導委員会を開催し、委員会が所管する「平成31年度事業計画(案)」、「協会設立30周年記念事業」について協議し原案のとおり承認されました。

平成31年1月23日(水)

- ・第3回総務委員会を開催し、委員会が所管する「平成31年度委員会事業計画(案)」、「平成31年度労働災害防止計画の推進」、

「平成31年度優良会員等理事長表彰の表彰候補者推薦状況」及び「協会設立30周年記念事業」について協議し原案のとおり承認されました。

- ・第3回適正処理委員会を開催し、河野副委員長からの辞任届出を受理するとともに、後任として高木委員が副委員長に就任されることとなりました。なお、河野氏は、引き続き委員として在籍されます。

また、委員会が所管する「平成31年度事業計画(案)」、「岐阜県・岐阜市・岐阜県産業環境保全協会合同の不法投棄産業廃棄物の撤去作業について」協議し原案のとおり承認されました。

○青年部会の動向

平成30年12月13日(木)

- ・ボーリング大会・年末懇親会が岐阜市内で開催され、光友中部ブロック会長及び海野全産連青年部協議会幹事を始め会員17名が参加されました。

平成31年1月18日(金) 第8回役員会開催

- ・平成30年11月11日に開催された「岐阜市まると環境フェア」及び12月13日に開催されたボーリング大会・年末懇親会の決算承認及び平成31年度総会について協議が行われました。

平成31年2月19日(火) 第9回役員会開催

- ・第16回定時総会の概要について協議されました。

平成31年3月19日(火) 第10回役員会開催

- ・第16回定時総会に諮る議案等について協議されました。

○ボランティア清掃活動について

近年問題となってる廃プラスチックゴミ

が、海洋に流出することを防ぐとともに交通量の多い道路・河川の美化活動を行い、ポイ捨てゴミの撲滅を目指して(一社)岐阜県産業環境保全協会会員と岐阜県、岐阜市職員が協力して2月27日(水)午後岐阜市宇佐地区内の国道・県道沿い、南北を流れる水路内にあるペットボトル等のポイ捨てゴミの収集を行いました。

当日は、(株)ヒマラヤの駐車場をお借りし、協会員24名、岐阜県職員12名及び岐阜市職員8名の参加者が作業に汗を流しました。

粥川理事長から、昨年10月の行政との懇談会でも申し上げたとおり岐阜県や岐阜市と協働して調査、パトロール等を行っていく機会が最近少なくなっているため、今回の活動は、大変良い機会だと思っている。「清流の国ぎふ」づくりを目指し、当協会としても協力してまいりたい。最近話題になっている「マイクロプラスチックごみ」問題もペットボトルやストロー等の家庭から排出される廃プラスチックごみが原因の一つとされている。本日の活動は、ささやかものではあるが、こうした問題に対する啓発の一助になれば幸いです。

続いて、県廃棄物対策課の安藤不法投棄対策監から交通量の多い地区であるので安全には十分気をつけてごみ収集活動を行っていた



ゴミ収集活動開始時の打ち合わせ

だきたい等の指導があり開始されました。

当日は、岐阜市から軽トラックを提供していただき、集められたゴミ95kgは、分別のうえ可燃ゴミは掛洞プラントへ、缶・ペットボトル等の資源ゴミはリサイクルセンターへ、粗大ゴミは南部粗大ゴミ自己搬入施設に運ばれました。

平成31年3月7日 岐阜新聞【県内版】

県産業環境保全協会と県、岐阜市 有志が水路や道路清掃



水路のごみを拾い集める参加者
岐阜市江添

県産業環境保全協会(粥川理事長)の会員、県と岐阜市の職員有志ら計44人が同市宇佐などでごみ拾いに汗を流した。協会の声掛けで初めて取り組み、水路や国道21号などを清掃した。活動の前に粥川理事長が「周辺はごみのポイ捨てが非常に多い。プラスチックごみの海洋汚染も問題となっているので、川に流れ込む前に拾おう」と呼び掛けた。参加者は火ばさみを使い、投げ捨てられた空き缶やペットボトルのほか、ビニール傘などを丁寧に拾った。たばこの吸い殻や菓子袋が目立ち、1時間ほどの作業で約95kgのごみが集まった。(松田尚康)

岐阜新聞掲載記事

○岐阜市情報伝達訓練の概要

- 岐阜市災害廃棄物処理等復旧活動支援に係る情報伝達訓練の結果について

岐阜市から「産業廃棄物処理等に関する協定」に基づき地震発生時における情報伝達訓練への参加依頼があり、岐阜地区協力

会員の皆さんを対象に、当協会の情報伝達訓練を行いました。

【訓練想定】

平成31年3月15日(金)岐阜市内に震度6強の地震が発生した。

当協会では、3月8日(金)に岐阜地区災害対策協力会員に情報伝達及び協力要請を行い、岐阜市からの情報照会に対して回答しました。

結果は、次のとおりです。

応援協力会員数	37社		
今回伝達訓練を要請した協力会員数 31社	報告有 (67.7%)	協力可能	15社
		協力不可能	6社
	報告なし	11社	

協力内容

区 分			台数/能力	協力可能組員
運搬車両	ダンプトラック		33台	32人
	普通トラック	普通	5台	5人
		クレーン付き	5台	5人
	パッカー車		7台	12人
	その他車種		2台	2人
重機	バックホウ		17台	15人
	ブルドーザー		1台	1人
	ショベルローダー		5台	4人
	フォークリフト		4台	4人
処 分	中間処分	焼却施設	0 t/h	
		破砕施設	795.6t/h	
	最終処分場	安定型	—	
		管理型	—	

〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

○全国正会員会長・理事長会議

平成31年2月22日(金)熊本市内の熊本ホテルキャッスルで、平成30年度全国正会員会長・理事長会議が開催され、「平成31年度事業計

画骨子について」、「産業・資源循環議員連盟『資源循環PT』の活動について」、「新事業を検討するワーキンググループ報告について」が承認されました。

この会議には、粥川理事長と伊藤専務理事が出席しました。

○全国正会員事務局責任者会議

平成31年2月1日(金)に、「平成30年度第2回全国正会員事務局責任者会議」が、東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成31年度事業計画骨子」、「災害廃棄物委員会(仮称)の設置について」、「許可等講習会に係る業務委託契約について」、「マニフェスト頒布に係る消費税対応について」、「電子マニフェスト運用支援事業について」等の議題について説明や協議が行われました。この会議には、伊藤専務理事と佐藤事務局長が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○全体会議

平成31年2月5日(火)に、「平成30年度中部地域協議会第2回全体会議」が、名古屋市内のローズコートホテルで開催されました。

「平成31年度の事業計画・収支予算」、「平成31年度の業許可講習会の開催日程」、「(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰候補者の推薦」等について協議が行われました。

終了後は、環境省主催の「産業廃棄物処理に係る意見交換会」が開催されました。

この会議には、粥川理事長、澤田副理事長、丹羽副理事長、及び伊藤専務理事が出席しました。

○専務理事会議

平成30年1月24日(木)に、「平成30年度第3回専務理事会議」が、岐阜市内のホテルグランヴェール岐山において開催され、「平成31年度事業計画、収支予算」、「各県協会の平成

31年度労働災害防止計画(案)」等について協議されました。

また、会議に先立ち、関市にある松田産業(株)の視察・見学をしました。この会議には、伊藤専務理事と佐藤事務局長が出席しました。

新規加入会員の紹介

加入日	会 員 名 代 表 者 職 氏 名	住 所 電 話 番 号	会員区分
2月15日	(株)高橋建材 代表取締役 高 橋 秀 司	〒502-0932 岐阜市則武中2丁目3番2号	正 会 員
2月15日	フルハシEPO(株) 代表取締役 山 口 直 彦	〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山1-14-18	正 会 員

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会員名	住 所	電 話	認定年月日	許可区分
住友大阪セメント(株) 岐 阜 工 場	〒501-1201 本巣市山口11	(0581) 34-2551	平成28年1月15日	岐阜県 ・産業廃棄物 処分
			平成30年12月4日	岐阜県 ・特別管理産業 廃棄物処分
(株) セ イ ノ ール マ テ リ ア ル	〒503-2213 大垣市赤坂町101番地	(0584) 72-2711	平成30年7月1日	岐阜県 産業廃棄物 ・収集運搬 (積替え、保管)

会員数の状況

正 会 員	2 8 6
賛 助 会 員	6 4
特 別 会 員	2
合 計	3 5 2

(平成31年2月15日現在)

岐阜県及び岐阜市の平成31年4月1日付で行われた、人事異動をお知らせします。

岐阜県の人事異動（関係分）

◇環境生活部

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
部長	服 部 敬	農政部次長	石 原 佳 洋	会計管理者
次長	山 田 恭	健康福祉部次長(福祉担当)	北 川 幹 根	子ども・女性局長
次長	—	—	大 坪 敬 明	定年退職

◇廃棄物対策課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
不法投棄監視監 (総合対策係)	中 垣 内 辰 也	企業誘致課工業団地 開発推進室長	安 藤 英 之	防災課管理調整監兼 岐阜地域防災対策監
係長	渡 部 浩 幸	主査(昇任)	酒 井 貴 志	揖斐川町派遣
主任	中 川 靖 大	西濃県事務所主任	渡 部 浩 幸	総合対策係長
(一般廃棄物係)				
技術課長補佐兼係長	伊 藤 明	係長	—	—
主査	若 井 憲 彰	商業・金融課主査	—	—
技術主査	葛 西 徹 信	体育健康課技術主査	勅使川原慎吾	可茂県事務所主任技師
(産業廃棄物係)				
係長心得	神 谷 武 志	薬務水道課技術主査	坂 井 口 雅 士	岐阜保健所技術課長補佐兼係長
主任技師	塚 本 貴 紀	保健医療課主任技師	長 井 基 幸	環境省派遣
主任技師	三 好 貴 也	技師(昇任)	—	—
技師	勝 野 耀 介	新規採用	加 藤 大 和	保健医療課技師
(監視指導係)				
主事	古 田 幹 樹	新規採用	大 久 保 雄 平	法務・情報公開課主事

岐阜市人事異動（関係分）

◇環境部

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
環境部長	浅 野 裕 之	環境事業部長		
環境部自然共生参与	久 米 規 文	環境事業部次長		
環境政策課長兼 環境政策課長	堀 内 威 宏	行政部次長	田 川 智 史	上下水道事業部営業課長

◇産業廃棄物指導課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
監視指導係長	大 矢 博 之	保健医療課	市 橋 厚 司	健康部衛生試験所

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会設立30周年記念講演会 「環境再生・資源循環に活躍する静脈産業の今後」

- 日時 2019年10月18日(金) 午後1時30分～3時30分
- 場所 ホテルグランヴェール岐山 2階 カルチャーホール
(岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地 電話 058-263-7111)
- 入場料 無 料
- 講師 田 中 勝 氏 岡山大学名誉教授、産業廃棄物処理業経営塾塾長



〈講師プロフィール〉

田 中 勝(たなか まさる)

岡山大学名誉教授、廃棄物工学研究所所長、産業廃棄物処理業経営塾塾長
専門は「廃棄物工学」、具体的には、廃棄物処理計画、ダイオキシン対策、
最終処分場の改善、医療廃棄物マネジメント、リスクマネジメント等。

1941年生まれ。京都大学工学部卒業、米国ノースウェスタン大学大学院修了。
1976年から国立公衆衛生院、廃棄物工学部長、2000年岡山大学教授、2008年
公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所所長、(公財)廃棄物・3R研究財
団理事長を歴任、2007年に株式会社廃棄物工学研究所を設立。

*詳しくは、後日(一社)岐阜県産業環境保全協会HP等でお知らせします。

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了6ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

平成31年度(2019年度) 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成31年度(2019年度)の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程は、下記のとおりです。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・ 特管産廃収運	産廃処分・ 特管産廃処分	
岐阜	10/29～10/30				7/17 12/5		7/18
静岡	5/14～5/15 10/29～10/30 (2020年) 1/15～1/16				7/18 9/25 11/27 (2020年) 2/14	12/3～12/4	5/16 7/17 11/26 (2020年) 2/13
愛知	5/15～5/16 8/7～8/8 12/17～12/18	7/30～8/2	8/20～8/22	(2020年) 2/17～2/21	6/19 8/28 10/11 12/20 (2020年) 1/28 3/4	7/2～7/3	6/18 8/27 9/10 9/11 10/10 12/19 (2020年) 3/3
三重	7/25～7/26				5/31 9/20	11/13～11/14	5/30 9/19

※岐阜県講習会会場 OKBふれあい会館(第1棟 3階302) 岐阜市藪田南5-14-53

○講習会の申し込み手続き

1 インターネットによる申込み

- インターネット申込みの詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。【URL】<http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

2 郵送による申込み(岐阜県の場合)

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話(058-272-9293)で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講の手引き(受講申込書等)は、当協会又は岐阜県岐阜地域環境室、岐阜県各県事務所環境課(岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(公社)静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

(一社)愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

(一社)三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(年間50t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなります。

なお、義務化は、2020年4月1日から施行されます。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条) この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物

処理振興センター

ホームページアドレス

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター

電話: 0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成31年3月10日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	4,387
収集運搬業者	341
処分業者	173
合 計	4,901

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

☐ 発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)

☐ 協会窓口で現金購入 来所予定日 月 日 AM・PM・未定

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の種類		単価(円)消費税込	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円(実費)	冊

申 込 日	年 月 日	発送の場合 土曜日に荷物の受取	可・否
住 所	〒		
会 社 名	フリガナ		
代表者氏名又は 取扱責任者氏名	(フルネームが必要です)		
電 話 番 号		FAX番号	

事務局使用欄

払込No	確認日
No _____ ~ _____	No _____ ~ _____

○保全協Newsについて

平成31年3月25日(第191号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第191号)

• 2019年度各種講習会開催日程について

※岐阜県産業環境保全協会の日程は、収集運搬(新規)課程が10月29日(水)～30日(木)、収集運搬(更新)課程が7月17日(水)・12月5日(木)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習が7月18日(木)となっています。詳しくは、協会HPをご覧ください。

• 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

※水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。)が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることから、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則においても必要な改正がされました。

• 「産業廃棄物処理eラーニング講座(2019年春期)開講」のご案内について

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。

○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。

○電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

○許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付していただくようお願いします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石 原 幸 喜

副委員長 濱 岡 直 彦

石 田 謙 治 各 務 剛 児 川 合 雅 和 小 塚 将 樹

藤 沢 茂 伏 見 典 郎

編 集 後 記

今回の編集後記を担当させていただくことになりました編集委員の岐阜県産直住宅協会所属の藤沢です。(一社)岐阜県産業環境保全協会との関係は、木造住宅の建築・建て替え等にかかる産業廃棄物の排出事業者としての関連が特に強いことから、協会の賛助会員になっていると思っています。

ここで、岐阜県産直住宅協会の概要を紹介すると次のとおりです。

- ①組織の構成員は、県内の12市町村と17産直住宅建設団体から成り、会長は中津川市長、各建設団体の所属企業等は約150企業となっています。
- ②協会の事業内容は、岐阜県産直住宅の円滑な建設促進を図るための普及宣伝活動、各種調査研究等です。
- ③事務所は、岐阜市六条の岐阜県木材協同組合連合会事務所に置かれています。

県内の住宅建築業界は、新築住宅着工戸数の伸び悩み、大手ハウスメーカー・ビルダーの進出等により、戸建ての地域型木造住宅建設戸数が実質的に減少していることから、経営的に厳しい状況が続いています。このため、当協会では住宅建設の掘り起こし需要の開拓促進のため、会員企業による産直住宅を建築した場合、「30万円を限度とする住宅割引制度を創設」し、岐阜県職員互助会との協定締結を平成29年1月に行ったところ。平成30年には、可児工業団地協同組合とも協定を締結し、今後は、一層の産直住宅建設促進のため営業努力をしていきますので、戸建て住宅のことなら当協会にご相談ください。

広報編集委員に就任した最初の思いは、良い紙質の立派な機関誌「ぎふ環境保全」を年4回定期的に発行されていること、委員会活動も委員長リーダーシップのもとに適切に行われており、財政状況が良いと感じたことです。

私が所属している岐阜県木材協同組合連合会も年4回機関誌「ぎふ県木連情報」を発行し、会員等を対象に広報活動を行っていますが、「ぎふ環境保全」には、かなわないと感じています。

以上、編集後記としては、手前味噌なことばかりで申し訳ありませんが、今後ともよろしくお願いします。

記 藤沢 茂

平成31年4月15日発行 第118号

編集
発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

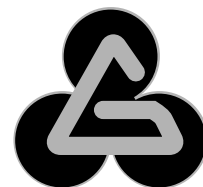
理事長 粥 川 長 司

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

西日本最大規模の環境産業総合見本市

びわ湖環境 ビジネスメッセ 2019

バイオ素材関連の
特設ゾーン新設

出 展 募 集

2019年

2月1日^金～6月14日^金

出展申込・資料請求・お問合せは、
びわ湖環境ビジネスメッセWEBサイト
からお願いいたします。

www.biwako-messe.com

びわ湖メッセ

検索

— 会 期 —

2019年

10月16日^水～18日^金

10:00～17:00 (最終日16:00まで)

— 会 場 —

長浜バイオ大学ドーム

滋賀県長浜市田村町1320

JR田村駅徒歩5分

— 出 展 募 集 説 明 会 —

※詳細はHPを
ご覧ください。

大阪
会場

2月26日(火)
14:00～16:00

リファレンス大阪駅前第4ビル貸会議室
(JR大阪駅中央口 徒歩8分)

名古屋
会場

3月4日(月)
14:00～16:00

ミッドランドスクエア オフィスタワー
(JR名古屋駅桜通口 徒歩5分)

東京
会場

3月7日(木)
14:00～16:00

フクラシア東京ステーション
(JR東京駅日本橋口 徒歩1分)

主 催

びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会

(一社) 滋賀経済産業協会、県内経済団体、県内大学、県内金融機関、長浜市、彦根市、米原市、滋賀県

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館2階
TEL:077-528-3793 FAX:077-528-4876

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社
はつり きむら

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



エコアクション21
認定・登録番号 0000005

岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、
福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、
金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

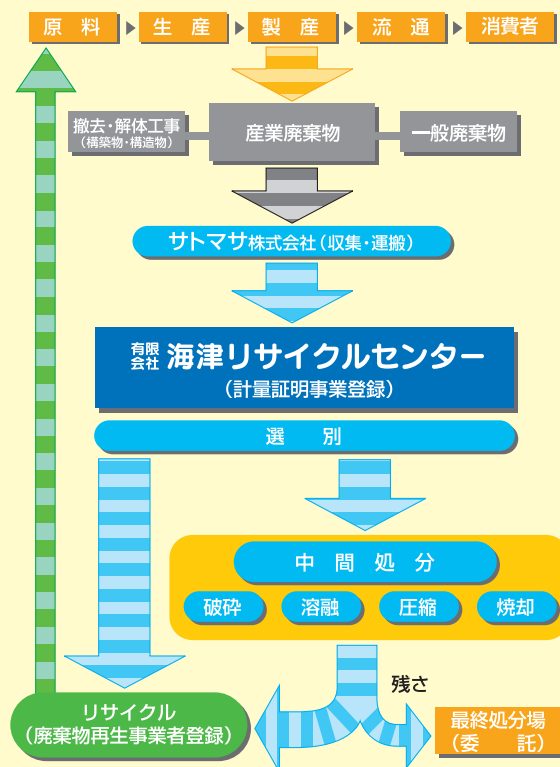
URL <http://www.takai-shoji.jp/>

“安全で安心” 循環型社会の創造は 私たちの使命です

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社) 愛知県産業廃棄物協会
(一社) 岐阜県産業環境保全協会
(一社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会